八王子市町会等加入促進・デジタル化推進事業補助金交付基準

（目的）

第1条　本基準は、八王子市町会等加入促進・デジタル化推進事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）における補助対象経費、交付条件を規定する。

（加入促進事業における補助対象経費）

第2条　加入促進事業（要綱第3条第1号）とは、以下に掲げる事業とする。

（1）未加入者に対する加入案内及び啓発を目的として、加入促進物品の配布や加入促進を周知するチラシの作成・配布、掲示物の設置等により実施する取組

（2）住民相互の親睦かつ未加入者の加入促進を目的として実施する、社会通念上誰でも参加しやすいイベント・催事。ただし、年齢等の一定条件下で開催するもの及び未加入者の参加が見込めないものは除く。

2　要綱第4条第1号及び別表1に掲げる補助対象経費のうち、以下の経費は対象外とする。

対象経費費目	対象経費のうち、対象外とする経費
物品購入費	・一点で5万円（税込）を超える物品の購入経費 ・加入者のみに配布する物品の購入経費 ・金券類及び特定の人物への贈答品の購入経費 ただし、桑都ペイポイント充当分の経費は除く ・お茶、弁当、アルコールなど飲食費 ・一人あたり 550 円（税込）を超える参加賞 ・物品購入代金支払時の銀行の振込手数料 ・クレジットカード、ポイントカード、インターネット決済におけるポイント付与分
印刷経費	申請書に添付する写真・書類の印刷費
委託料	事業の実施に直接必要と認められない業務に係る委託費
使用料	・光熱水費、通信費等の継続的経費 ・設備または備品の通常利用に係る費用 ・その他事業の実施に直接必要と認められない使用料

3　事業終了後も町会等が使用できる物品（以下、「備品」という。）の購入経費については、以下のすべての条件を満たす場合のみ、対象とする。

（1）当該備品を町会等が保有しておらず、代替品もなく、事業実施に当たり当該備品の購入が必要不可欠であること

（2）事業後も町会会館等で適切に管理し、個人または町会等以外の団体の利用に供さないこと

（デジタル化推進事業における補助対象経費）

第3条　デジタル化推進事業（要綱第3条第2号）とは、以下に掲げる事業とする。

（1）ホームページ未開設の町会等におけるホームページの新規開設事業

（2）町会等が管理する集会所におけるインターネット通信回線の新規開通事業

2　要綱第4条第2号及び別表2に掲げる補助対象経費のうち、以下の経費は対象外とする。

対象経費費目	対象経費のうち、対象外とする経費
ホームページ 作成経費	・既存ホームページの更新に係る費用 ・既存ホームページの維持・保守に係る費用
集会所 無線LAN設置経費	・インターネット通信回線または無線LAN設備の増設に係る費用 ・インターネット通信回線または無線LAN設備の使用料 （プロバイダー料金や機器リース料など） ただし、通信回線工事費等の初期導入経費と一括請求の場合は除く ・通信回線のうち、電話回線またはテレビ回線分に係る費用

（交付条件）

第4条　要綱第5条に掲げる交付条件は、以下のとおりとする。

区分	交付条件
共通	同一事業で他の補助金・交付金等を受けていないこと
加入促進事業	未加入世帯数と事業後の加入実績数を報告すること 本事業終了後も使用できる物品は適切に管理し、個人の管理・所有としないこと 管理責任者の許可や法令等に基づく届出が必要となる事業の場合、法令その他に抵触しないよう、許可申請や届出等を必ず行うこと ⑴加入を促す取組 促進用物品には、団体名または促進用と判断できる文言を明記するよう努めること ⑵イベント・催事の実施 ・地域の住民が交流できる社会通念上誰でも参加しやすい内容であること ・イベント実施案内のチラシやポスター等を作成し、地域住民へ広く周知し、未加入者にも情報が届くよう配慮すること ・町会等活動内容に関する情報提供や、参加者の交流促進につながる取組を取り入れ、未加入者でも参加しやすい環境づくりに努めること
デジタル化 推進事業	⑴ホームページ開設 ホームページが未開設であること ⑵集会所のインターネット回線開通 ・集会所が町会等の所有であり、市に登録があること ・集会所に既存のインターネット環境がないこと

附　則

この基準は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

附　則

この基準は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

附　則

この基準は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。